

災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和光市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

- （1）甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送
- （2）甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営
- （3）物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該要請に基づく活動を行うものとする。

（活動報告）

第3条 乙は、前条の活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

- （1）従事者名簿
- （2）従事日、走行距離
- （3）使用した車両、資機材等
- （4）活動に要した経費
- （5）その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第5条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する担当部署を定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第7条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年 4月28日

和光市広沢1-5
甲 和光市
市長 松本 武洋

白岡市篠津914-3
乙 佐川急便株式会社
北関東支店長 白田 康典